

平成24年度 地域づくり総合交付金制度要綱

上川総合振興局長

第1 趣旨

この要綱は、北海道地域振興条例（平成21年北海道条例第51号）に掲げる、個性豊かで活力に満ち、人々が将来にわたり安心して暮らすことのできる地域社会の実現に資することを目的に、配当された予算の範囲内で、総合振興局長が次の各事業について交付金を交付する地域づくり総合交付金（以下「交付金」という。）に関し、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「交付規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

1 地域再生加速事業

地域が抱える様々な地域間格差の是正に向け、市町村あるいは相互に連携する複数市町村が、住民や民間団体等の多様な主体と協働して地域の再生に意欲的に取り組むプロジェクト（以下「地域再生プロジェクト」という。）に要する経費について、予算の範囲内で交付金を交付する。

2 地域づくり推進事業

地域の創意と主体性に基づく地域の特性や優位性を生かした取組の促進を図るため、市町村等（第2で定める交付対象者をいう。次号において同じ。）が地域課題の解決や地域活性化を目的として取り組む各種事業に要する経費について、予算の範囲内で交付金を交付する。

3 特定課題対策事業

全道的な観点から対応する必要がある重点課題及び地域における懸案課題の解決を目的として市町村等が取り組む事業に要する経費について、予算の範囲内で交付金を交付する。

第2 交付対象者

交付金の交付の対象となる者は、次のとおりとする。なお、各事業区分のうち、地域づくり推進事業（一般事業）及び特定課題対策事業における交付対象者の詳細は別に定める。

事業区分		交付対象者		
1	地域再生加速事業	市町村（政令指定都市を除く。）、一部事務組合及び広域連合並びに複数の市町村で構成する協議会等		
2	地域づくり推進事業	(1) 一般事業	市町村、一部事務組合及び広域連合並びに複数の市町村で構成する協議会等。ただし、ソフト系事業においては、これらに加え、総合振興局長が適当と認める者を対象とする。	
		(2) 福祉振興・介護保険基盤整備事業	市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）、一部事務組合及び広域連合	
		(3) 地域産業基盤整備事業	ア 小規模土地改良事業	市町村、土地改良区、農業協同組合、総合振興局長が適当と認める者
			イ 小規模林道整備事業	市町村、森林組合
			ウ 小規模治山事業	市町村
(4) エゾシカ緊急対策事業	市町村及びエゾシカ捕獲等を目的とした協議会等（市町村が構成員として含まれている協議会等に限る。）			
3	特定課題対策事業	市町村、一部事務組合及び広域連合。ただし、ソフト系事業においては、これらに加え、知事が適当と認める団体を対象とする。		

第3 交付対象事業

各事業区分における交付金の交付対象となる事業は、別に定める。

第4 交付対象経費

交付金の交付の対象となる経費は、交付対象事業に要する経費とする。なお、各事業区分における交付対象経費の詳細は、別に定める。

第5 交付金の交付

交付金は、地域再生加速事業、地域づくり推進事業及び特定課題対策事業の各事業区分単位で交付する。

第6 交付金の限度額、単位及び交付率

1 交付金の限度額、単位及び交付率は、次のとおりとする。

区分			交付金の額				
			上限額	下限額	単位	交付率	
(1) 地域再生 加速事業	単一市町村		1,000万円	100万円	10万円	10分の10 以内	
	一部事務組合、広域連合、複数市町村で構成する協議会等		2,000万円				
(2) 地域づくり 推進事業	ア ハード 系事業	単一市町村	1億円	500万円	10万円	2分の1 以内	
		一部事務組合、広域連合	2億円				
	イ ソフト 系事業	単一市町村	500万円	50万円			
		一部事務組合、広域連合、複数市町村で構成する協議会等	1,000万円				
		総合振興局長が適当と認める者	300万円				10万円
	イ 福祉振興・介護保険基盤整備事業		—	50万円			千円
	ウ 地域 産業 基盤 整備 事業	ア) 小規模土地改良事業	400万円	50万円			千円
		イ) 小規模林道整備事業	実施事業ごとに別に定める				
		ウ) 小規模治山事業	—	500万円			
	エ エゾシカ緊急対策事業		別に定める	1万円			1万円
(3) 特定課題 対策事業	ア ハード 系事業	単一市町村	1億円	1,000万円	10万円	2分の1 以内	
		一部事務組合、広域連合	2億円				
	イ ソフト系事業	2,000万円	500万円				

- 2 地域づくり推進事業において複数の交付対象事業を一括して交付する場合における前項の表の適用については、当該事業を構成する交付対象事業（以下「構成事業」という。）単位で行うものとする。
- 3 その他各事業区分における交付金の限度額の詳細は、別に定める。

第7 交付金額の算定

交付金額の算定は、交付対象経費に交付率を乗じて得た額の範囲内とする。なお、各事業区分における交付金額の算定の詳細は、別に定める。

第8 事業計画等の提出

- 1 交付金の交付を受けようとする市町村、一部事務組合及び広域連合は、総合振興局長が指定する期日までに、交付金の交付を受けようとする事業区分ごとに別に定める関係書類を総合振興局長に提出するものとする。
- 2 市町村、一部事務組合及び広域連合以外の者が交付金の交付を受けようとする場合については、事業区分ごとに別に定める関係書類を総合振興局長に提出するものとする。
なお、次の事業については、事業実施地（又は団体所在地）の市町村長を経由して提出するものとする。
 - (1) 第6の1の表の(2)のアの(イ)のうち、総合振興局長が適当と認める者が実施する事業
 - (2) 第6の1の表の(2)のウの(イ)のうち、森林組合が実施する事業
- 3 事業の審査、交付の内示については、次のとおりとする。
なお、各事業区分における審査、内示の詳細は別に定める。
 - (1) 地域再生加速事業
 - ア 総合振興局長は、提出された関係書類の内容を審査の上、交付金の対象とする地域再生プロジェクトを採択し、交付金の交付を受けようとする者に対し、交付の内示を行うものとする。
 - イ 内示を受けた者は、地域再生プロジェクトの内容を交付の申請を行う日までに住民等に公表するものとする。
 - (2) 地域づくり推進事業
総合振興局長は、提出された関係書類の内容を審査の上、交付金の対象とする事業を採択し、交付金の交付を受けようとする者に対し、交付の内示を行うものとする。
 - (3) 特定課題対策事業
 - ア 総合振興局長は、交付金の交付を受けようとする者から提出のあった関係書類の写しを速やかに知事に送付するものとする。
 - イ 知事は、提出された関係書類の内容を審査の上、交付金の対象となる事業を内定し、速やかに総合振興局長に通知する。
 - ウ 総合振興局長は、イの通知を受けたときには、交付金の対象となる事業を採択し、交付金の交付を受けようとする者に対し、交付の内示を行うものとする。

第9 交付申請及び交付決定等

- 1 交付の内示を受けた者は、「北海道補助金等交付規則に定める申請書等の様式（共通）」（昭和49年4月1日告示第802号。以下「共通第〇号様式」という。）第1号様式及び別に定める関係書類を総合振興局長に提出するものとする。
- 2 前項のほか、交付金の交付申請、交付決定等については、交付規則及び「道費単独事業等における消費税相当額の取扱いについて」（平成6年3月30日付け局総第762号通達。以下「消費税相当額の取扱通達」という。）の定めるところによるものとする。

第10 交付の条件

交付金を交付する場合は、「補助金等に係る標準様式の設定について」（昭和47年9月20日付け局総第453号副出納長通達。以下「標準様式」という。）第1号様式に定める交付の条件のほか、次の条件を付すものとする。

1 各事業区分における共通事項

- (1) 交付対象経費の額又は配分の変更を行うときは、総合振興局長の承認を受けなければならない。ただし、別に定める場合はこの限りではない。
- (2) 交付対象事業の内容を変更するときは、総合振興局長の承認を受けなければならない。ただし、別に定める場合はこの限りではない。
- (3) 交付金の配分変更については、交付対象経費（第6の2に規定する場合にあっては、各構成事業単位の交付対象経費をいう。）に交付率を乗じた交付金の額を第6の1の表に定める上限額及び下限額の範囲内の場合は総合振興局長の承認は不要とする。ただし、総合振興局長が特に必要と認める事業についてはこの限りではない。
- (4) 交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (5) 交付対象事業の実施により生じる財産については、別に定めるとおり取り扱わなければならない。
- (6) 交付金の交付申請時に当該交付金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合と

して、当該消費税等仕入控除税額を減額しないで申請した場合は、次の条件を付すものとする。

ア 事業実施主体が交付事業者等である場合

(7) 交付事業者は、実績報告を行うに当たって、当該交付金に係る消費税等仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額と当該金額の100分の25に相当する額を合計した金額に交付率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

(4) 交付事業者は、実績報告後に消費税及び地方消費税の確定申告により当該交付金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記様式によりその金額（実績報告において、前項により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに総合振興局長に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。

イ 事業実施主体が間接補助事業者等である場合

(7) 交付事業者は、実績報告を行うに当たって、各事業実施主体の当該交付金に係る消費税等仕入控除税額が明らかとなった場合には、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

(4) 交付事業者は、実績報告後に消費税及び地方消費税の確定申告により各事業実施主体の当該交付金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記様式によりその金額（実績報告において、前項により減額した事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに総合振興局長に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。

(7) 交付事業に関する帳簿及び書類を備え、これを整理しておくとともに、交付事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。ただし、別に定める場合はこの限りではない。

(8) 交付事業者は、間接補助事業者に対する間接補助金の交付決定に当たって、この交付金の交付決定の際に付された条件と同一の条件を付さなければならない。

なお、この場合において、「総合振興局長」とあるのは「市町村長」等と読み替えるものとする。

2 その他

前項のほか、各事業区分に付す交付条件については別に定める。

第11 事情変更等による手続き

交付事業者は、第10の1の(1)本文及び(2)本文の規定に該当する場合には、共通第21号様式に係る書類を添付の上、総合振興局長に申請する。

第12 交付事業遂行状況報告

交付事業者は、地域づくり推進事業及び特定課題対策事業における交付規則第11条の規定による交付事業の遂行状況について、別に定めるところにより、総合振興局長に報告するものとする。

第13 実績報告

1 交付事業者は、交付事業が完了したとき（交付事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該事業の完了の日から30日以内（当該事業が第9の規定により交付金の交付申請をする日の30日以前に終了している場合は、当該申請と同時）又は翌年度の4月20日までのうち、いずれか早い日までに共通第28号様式の補助事業等実績報告書に別に定める関係書類を添付の上、総合振興局長に提出するものとする。

2 前項のほか、交付金の実績報告については、交付規則及び消費税相当額の取扱通達の定めるところによるものとする。

第14 その他

この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は別に定める。